

## 募集要項

この要綱は、野口謙蔵記念館（以下、本施設）におけるレンタルアトリエ・レンタルギャラリーの募集について定めるものです。

### 1 利用目的

絵画等の作品の制作と展示を行う目的で利用することができる。その他の目的で利用を希望する場合は、事前に博物館構想推進課に相談すること。

### 2 利用期間

申請により1日を単位とし、連続する14日を上限として希望する期間（ただし、年末年始（12月28日から1月4日まで）を除く。）を利用することができる。利用できる時間は午前9時から午後8時までとする。

### 3 使用料

- (1) 東近江市内在住者は1日あたり3,000円とする。ただし、市外在住者及び市外に所在する法人若しくは団体が利用する場合は、その利用料の5割に相当する額を加算する。
- (2) 利用に際し、入場料若しくはこれに類するものを徴収する場合又は宣伝その他これに類する目的をもって催物を行う場合は、次のとおりとする。
  - ア 入場料又はこれに類するものが1,000円を超える場合  
使用料の5割に相当する額を加算した金額
  - イ 入場料又はこれに類するものが1,000円以下の場合  
使用料の3割に相当する額を加算した金額
- (3) 記念館を連続して6日以上利用する場合における6日目以後の使用料は、その使用料の5割に相当する額を減額した金額とする。ただし、上記(2)に該当する場合は、この限りでない。
- (4) やむを得ない事情により規定の利用時間を超過して利用する場合の使用料は、超過する時間1時間（当該時間に30分以上1時間未満の端数があるときは1時間に切り上げ、30分未満の端数があるときは切り捨てる。）につき1,000円とする。

### 4 利用許可の条件

- (1) 内容が次のいずれにも該当していないこと。
  - ア 特定の宗教・政治団体の活動を目的としたもの
  - イ 勧誘その他これに類する営利行為を行うこと
  - ウ 公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れのあるもの
  - エ 施設の改変を前提とするもの
  - オ 館の近隣住民の迷惑となる行為

- カ その他、施設の管理運営に支障のある行為
- (2) 退去時は利用者の負担により現状に復すること。

## 5 申込方法

### (1) 受付期間

利用日の6か月前から2週間前まで

### (2) 提出書類

- ア 利用申請書（別紙）
- イ 予定している展示もしくは活動の企画書
- ウ これまでの活動実績

### (3) 提出先

東近江市文化スポーツ部博物館構想推進課窓口を持参、またはメールで提出すること。  
複数の申請者から同じ利用期間について希望があった場合は、申請書の先着順とする。

## 6 制作・展示作業の実行

- (1) 作品や資材等の搬入・搬出は利用者が行うこと。
- (2) 搬入・搬出は利用期間中に行うこと。
- (3) 搬入は、利用初日の午前9時から午後5時までの間に、利用許可申請書に記載した利用責任者立会いの下で行うこと。作業は博物館構想推進課に連絡の上開始すること。
- (4) 搬出は、利用最終日の午後8時までに完了すること。また、搬出後は清掃を行い、現状に復すること。
- (5) ギャラリーとして利用する場合、展示期間中は必ず1名以上の保安要員を配置すること。また、退出の際、貴重品は持ち帰ること。
- (6) 施設や備品類等に破損、汚染等を生じた場合は、速やかに博物館構想推進課に連絡し、その指示に従うこと。

## 7 その他

- (1) チラシやポスター等の広報物は利用者が用意すること。また、制作した広報物は事前に博物館構想推進課の確認を得ること。
- (2) 利用目的に直接関係のない広告物であっても、利用許可の条件を満たしたチラシやポスターについては、掲示・設置してよい。
- (2) 新聞や雑誌などに告知を掲載する場合は事前に市の確認を得ること。博物館構想推進課を通じて報道機関への情報提供を希望する場合は申し出ること。
- (3) 利用期間中に物品の販売等営利行為を行う場合は、事前に博物館構想推進課に申請し、許可を得ること。
- (4) 飲食を伴う利用をする場合は、事前に博物館構想推進課に申請し、許可を得ること。  
なお、申請者が事務室で食事をする際はこの限りでない。

(5) 利用期間中に出たごみはすべて持ち帰ること。

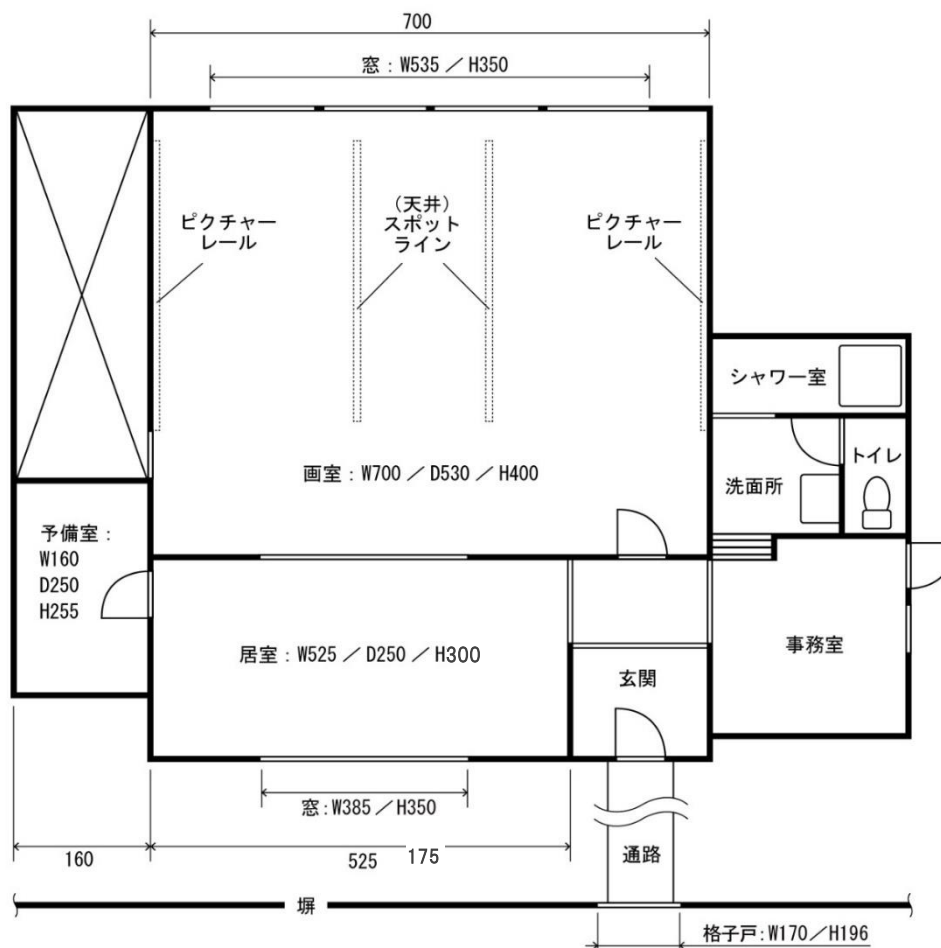
## 8 禁止行為

展示に関して次の行為は行わないこと。加えて博物館構想推進課の指示に反したり、禁止行為をしたりした利用者に対しては、利用期間中であっても利用を中止し、次回以降の利用を許可しない場合がある。利用の取消しにおいて利用者が被る損害について、博物館構想推進課は一切の責任を負わない。

- (1) 動物を持ち込むこと。
- (2) 利用目的に関係がなく、利用許可の条件を満たさない活動を行うこと。
- (3) 各種宣伝、営業活動を含む広告物その他これに類するものを掲示し、又は設置すること。
- (4) 利用申請書で申請した内容と異なる利用をすること。変更を希望する場合は、必ず事前に博物館構想推進課に相談し、申請時に提出した利用許可申請書の変更部分を二重線見え消しし、赤字で修正後再提出すること。
- (5) 新聞や雑誌等に無断で掲載すること。
- (6) 施設の敷地内で飲酒・喫煙すること。

## 9 施設・設備

### (1) 施設平面図



(2) 附属設備等

ア 展示用ワイヤーフック 20 本

イ 長机（高さ 30 cm程度） 3 台

ウ イーゼル（アルミ製、A1 サイズ対応） 5 台

エ スポットライト（調光機能なし） 6 個

その他必要な備品については、原則利用者が用意すること。

10 申込み・問合せ

東近江市文化スポーツ部博物館構想推進課

〒527-8527 滋賀県東近江市八日市緑町 10 番 5 号

電話 0748-24-5574 IP 050-5801-0525 FAX 0748-24-5571

メール [hakubutsukan@city.higashiomi.lg.jp](mailto:hakubutsukan@city.higashiomi.lg.jp)